

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---|
| 27 | 障害者自立支援給付の支給等に関する事務【自立支援医療費(更生・育成)の支給】 基礎項目評価 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、障害者自立支援給付の支給等に関する事務【自立支援医療費(更生・育成)の支給】における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島市長

公表日

令和8年3月18日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 障害者自立支援給付の支給等に関する事務【自立支援医療費(更生・育成)の支給】 |
| ②事務の概要 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務を行う。 ・自立支援医療費(更生・育成)の支給に関する事務 ・支給認定の変更に関する事務 ・支給認定の取消しに関する事務 ・資料の提供等の求めに関する事務 |
| ③システムの名称 | 福祉情報システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 自立支援医療費(更生・育成)関係ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項別表117 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条 ・番号利用法第9条第2項 ・広島市個人番号の利用に関する条例第3条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | (情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表38、146の項 (情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、141の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉局障害福祉部障害自立支援課 |
| ②所属長の役職名 | 障害自立支援課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 広島市公文書館 〒730-0051 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 電話番号:082-243-2583(直通) |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号:082-504-2148(直通) |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | <input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | <input type="checkbox"/> 500人未満 <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <input type="checkbox"/> 発生なし <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [<input type="radio"/>]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [<input type="radio"/>]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | |
|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 判断の根拠 | 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としているため。 |
| 9. 監査 | |
| 実施の有無 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 |
| 10. 従業員に対する教育・啓発 | |
| 従業員に対する教育・啓発 | <p>[十分に行っている]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p> |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 判断の根拠 | アクセス権限の管理を行っている。また、権限のある職員においては、多要素認証によるログインを行っているため。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--|--|------|-----------|
| 平成28年7月21日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 福祉情報システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー | 福祉情報システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム | 事後 | |
| 平成28年7月21日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の84の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項別表第一の84の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条 ・番号利用法第9条第2項 ・広島市個人番号の利用に関する条例第3条第1項 | 事後 | |
| 平成28年7月21日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成27年5月1日時点 | 平成28年6月1日時点 | 事後 | |
| 平成28年7月21日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年5月1日時点 | 平成28年6月1日時点 | 事後 | |
| 平成29年7月31日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務を行う。 ・自立支援医療費(更生・育成)の支給に関する事務 ・支給認定の変更に関する事務 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務を行う。 ・自立支援医療費(更生・育成)の支給に関する事務 ・支給認定の変更に関する事務 ・支給認定の取消しに関する事務 ・資料の提供等の求めに関する事務 | 事後 | |
| 平成29年7月31日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠 | ○特別個人情報の照会 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 108、109、110の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条 ※番号利用法別表第二の109、110の項に係る主務省令は未制定。 ○特別個人情報の提供 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 16、26、56の2、87、116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条1号ル、3号ル、4号、第19条1号タ、2、3、4、5号、第30条11号、第44条1号タ、2、3、4、5号 ※番号利用法別表第二の116の項に係る主務省令は未制定。 | ○特別個人情報の照会 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 108、109、110の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3 ○特別個人情報の提供 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 26、56の2、87、108の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条1号チ、2、3、4、5、6号、第30条12号、第44条1号チ、2、3、4、5、6号、第55条6号ハ | 事後 | |
| 平成29年7月31日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成28年6月1日時点 | 平成29年6月1日時点 | 事後 | |
| 平成29年7月31日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成28年6月1日時点 | 平成29年6月1日時点 | 事後 | |
| 平成30年7月31日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成29年6月1日時点 | 平成30年6月1日時点 | 事後 | |
| 平成30年7月31日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成29年6月1日時点 | 平成30年6月1日時点 | 事後 | |
| 平成31年2月14日 | IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従事者に対する教育・啓発 | — | 項目の追加 | 事後 | |
| 令和2年2月12日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成30年6月1日時点 | 令和2年1月1日時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|-----------|
| 令和2年2月12日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成30年6月1日時点 | 令和2年1月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年6月18日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠 | ○特別個人情報の照会 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 108、109、110の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3 ○特別個人情報の提供 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 26、56の2、87、108の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条1号チ、2、3、4、5、6号、第30条12号、第44条1号チ、2、3、4、5、6号、第55条6号ハ | ○特別個人情報の照会 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 108、109、110の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3 ○特別個人情報の提供 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 26、56の2、87、108、116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条1号チ、2、3、4、5、6号、第30条12号、第44条1号チ、2、3、4、5、6号、第55条6号ハ | 事後 | |
| 令和2年6月18日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和2年1月1日時点 | 令和2年6月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年6月18日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和2年1月1日時点 | 令和2年6月1日時点 | 事後 | |
| 令和3年6月18日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠 | ○特別個人情報の照会 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 108、109、110の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3 ○特別個人情報の提供 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 26、56の2、87、108、116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条1号チ、2、3、4、5、6号、第30条12号、第44条1号チ、2、3、4、5、6号、第55条6号ハ | ○特別個人情報の照会 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 108、109、110の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3 ○特別個人情報の提供 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 8、20、26、56の2、87、108、116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条第2号ニ、3号ホ、第14条第1号ニ、2号ニ、第19条1号チ、2、3、4、5、6号、第30条12号、第44条1号チ、2、3、4、5、6号、第55条2号ハ、5号、6号ハ、第59条の2の2第1号ニ、2、3、4、5、6号ニ、7、8、9、10、11号 | 事後 | |
| 令和3年6月18日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和2年6月1日時点 | 令和3年6月1日時点 | 事後 | |
| 令和3年6月18日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和2年6月1日時点 | 令和3年6月1日時点 | 事後 | |
| 令和4年8月10日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠 | ○特別個人情報の照会 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 108、109、110の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3 ○特別個人情報の提供 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 8、20、26、56の2、87、108、116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条第2号ニ、3号ホ、第14条第1号ニ、2号ニ、第19条1号チ、2、3、4、5、6号、第30条12号、第44条1号チ、2、3、4、5、6号、第55条2号ハ、5号、6号ハ、第59条の2の2第1号ニ、2、3、4、5、6号ニ、7、8、9、10、11号 | ○特別個人情報の照会 ・番号利用法 第19条第8号 別表第二 108、109、110の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3 ○特別個人情報の提供 ・番号利用法 第19条第8号 別表第二 26、56の2、87、108、116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条1号チ、2、3、4、5、6号、第30条1号ヲ、2号、3号ヲ、第44条1号チ、2、3、4、5、6号、第55条6号ハ | 事後 | |
| 令和4年8月10日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和3年6月1日時点 | 令和4年6月1日時点 | 事後 | |
| 令和4年8月10日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和3年6月1日時点 | 令和4年6月1日時点 | 事後 | |
| 令和8年3月18日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。) 第9条第1項別表第一の84の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条 ・番号利用法第9条第2項 ・広島市個人番号の利用に関する条例第3 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。) 第9条第1項別表117 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条 ・番号利用法第9条第2項 ・広島市個人番号の利用に関する条例第3条 | | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|--|------|-----------|
| 令和8年3月18日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠 | ○特別個人情報の照会 ・番号利用法 第19条第8号 別表第二 108、109、110の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3 ○特別個人情報の提供 ・番号利用法 第19条第8号 別表第二 26、56の2、87、108、116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条1号チ、2、3、4、5、6号、第30条1号フ、2号、3号フ、第44条1号チ、2、3、4、5、6号、第55条6号ハ | (情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表38、146の項 (情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、141の項 | | |
| 令和8年3月18日 | I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署 | 健康福祉局障害福祉部障害福祉課 | 健康福祉局障害福祉部障害自立支援課 | | |
| 令和8年3月18日 | I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①所属長の役職名 | 障害福祉課長 | 障害自立支援課長 | | |
| 令和8年3月18日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先 | 広島市健康福祉局障害福祉部障害福祉課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号:082-504-2147(直通) | 広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号:082-504-2148(直通) | | |
| 令和8年3月18日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和4年6月1日時点 | 令和7年4月1日時点 | | |